

第25-1表 育児休業制度について -就業規則の規定-

( )・<>内は%

項目 規模・産業別	事業所数	就業規則に規定あり		1歳まで (最長1歳6ヶ月)	両親とも取得する場合 1歳2ヶ月まで	2歳未満まで	3歳未満まで	3歳以上	就業規則に規定なし
調 査 計	524 (100.0)	487 ( 92.9)	<100.0>	379 < 77.8>	32 < 6.6>	49 < 10.1>	20 < 4.1>	7 < 1.4>	37 ( 7.1)
300人以上	53 (100.0)	53 (100.0)	<100.0>	29 < 54.7>	6 < 11.3>	6 < 11.3>	9 < 17.0>	3 < 5.7>	-
～299人小計	471 (100.0)	434 ( 92.1)	<100.0>	350 < 80.6>	26 < 6.0>	43 < 9.9>	11 < 2.5>	4 < 0.9>	37 ( 7.9)
100～299人	91 (100.0)	91 (100.0)	<100.0>	68 < 74.7>	6 < 6.6>	13 < 14.3>	2 < 2.2>	2 < 2.2>	-
50～99人	95 (100.0)	94 ( 98.9)	<100.0>	73 < 77.7>	5 < 5.3>	10 < 10.6>	4 < 4.3>	2 < 2.1>	1 ( 1.1)
30～49人	71 (100.0)	71 (100.0)	<100.0>	56 < 78.9>	5 < 7.0>	8 < 11.3>	2 < 2.8>	-	-
～29人	214 (100.0)	178 ( 83.2)	<100.0>	153 < 86.0>	10 < 5.6>	12 < 6.7>	3 < 1.7>	-	36 ( 16.8)
建 設 業	83 (100.0)	71 ( 85.5)	<100.0>	59 < 83.1>	6 < 8.5>	4 < 5.6>	1 < 1.4>	1 < 1.4>	12 ( 14.5)
製 造 業	277 (100.0)	258 ( 93.1)	<100.0>	196 < 76.0>	18 < 7.0>	31 < 12.0>	7 < 2.7>	6 < 2.3>	19 ( 6.9)
食 料 品	29	27		22	3	2	-	-	2
織 維 工 業	29	26		17	2	5	1	1	3
木 材 ・ 木 製 品	16	15		13	1	1	-	-	1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	20	19		14	1	3	-	1	1
出 版 ・ 印 刷	14	13		12	-	1	-	-	1
化 学 工 業	28	26		15	4	3	3	1	2
窯 業 ・ 土 石	17	16		9	2	4	1	-	1
鉄 鋼 業	11	9		8	-	1	-	-	2
非 鉄 金 属	12	12		9	1	1	1	-	-
金 属 製 品	40	39		32	3	4	-	-	1
機 械	36	35		26	-	5	1	3	1
そ の 他	25	21		19	1	1	-	-	4
卸 売 ・ 小 売 業	49 (100.0)	45 ( 91.8)	<100.0>	39 < 86.7>	3 < 6.7>	2 < 4.4>	1 < 2.2>	-	4 ( 8.2)
卸 売 業	35	33		29	2	2	-	-	2
小 売 業	14	12		10	1	-	1	-	2
金 融 ・ 保 険 業	X	X		X	X	X	X	X	X
運 輸 ・ 通 信 業	26 (100.0)	24 ( 92.3)	<100.0>	19 < 79.2>	1 < 4.2>	2 < 8.3>	2 < 8.3>	-	2 ( 7.7)
サ ー ビ ス 業	71 (100.0)	71 (100.0)	<100.0>	54 < 76.1>	4 < 5.6>	8 < 11.3>	5 < 7.0>	-	-
電 気 ・ ガ ス	X	X		X	X	X	X	X	X



第25-3表 育児休業制度について -利用期間-

( ) 内は%

項目 規模・産業	復職者数		3ヶ月未満	3ヶ月～ 6ヶ月未満	6ヶ月～ 10ヶ月未満	10ヶ月～ 12ヶ月未満	12ヶ月～ 24ヶ月未満	24ヶ月以上	復職せず退職した者
調 査 計	517	(100.0)	111 ( 21.5)	15 ( 2.9)	36 ( 7.0)	207 ( 40.0)	140 ( 27.1)	8 ( 1.5)	7 ( 1.4)
300人以上	322	(100.0)	77 ( 23.9)	13 ( 4.0)	22 ( 6.8)	126 ( 39.1)	81 ( 25.2)	3 ( 0.9)	3 ( 0.9)
～299人小計	195	(100.0)	34 ( 17.4)	2 ( 1.0)	14 ( 7.2)	81 ( 41.5)	59 ( 30.3)	5 ( 2.6)	4 ( 2.1)
100～299人	118	(100.0)	13 ( 11.0)	1 ( 0.8)	10 ( 8.5)	59 ( 50.0)	35 ( 29.7)	-	2 ( 1.7)
50～99人	39	(100.0)	10 ( 25.6)	-	2 ( 5.1)	13 ( 33.3)	11 ( 28.2)	3 ( 7.7)	-
30～49人	17	(100.0)	6 ( 35.3)	1 ( 5.9)	1 ( 5.9)	6 ( 35.3)	3 ( 17.6)	-	2 ( 11.8)
～29人	21	(100.0)	5 ( 23.8)	-	1 ( 4.8)	3 ( 14.3)	10 ( 47.6)	2 ( 9.5)	-
建 設 業	14	(100.0)	7 ( 50.0)	-	-	6 ( 42.9)	1 ( 7.1)	-	1 ( 7.1)
製 造 業	308	(100.0)	71 ( 23.1)	14 ( 4.5)	25 ( 8.1)	114 ( 37.0)	82 ( 26.6)	2 ( 0.6)	6 ( 1.9)
食 料 品	21		3	-	-	7	11	-	1
織 維 工 業	21		3	1	-	12	4	1	-
木 材 ・ 木 製 品	8		2	-	-	4	2	-	2
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	15		2	-	-	5	8	-	-
出 版 ・ 印 刷	33		9	-	4	8	12	-	2
化 学 工 業	94		24	2	7	38	23	-	1
窯 業 ・ 土 石	4		-	-	2	2	-	-	-
鉄 鋼 業	4		-	-	2	1	1	-	-
非 鉄 金 属	14		1	2	3	4	4	-	-
金 属 製 品	40		17	1	4	15	3	-	-
機 械	40		8	8	3	10	10	1	-
そ の 他	14		2	-	-	8	4	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	19		7	-	3	3	5	1	-
卸 売 業	15		4	-	3	3	5	-	-
小 売 業	4		3	-	-	-	-	1	-
金 融 保 険 業	34		10	-	-	9	13	2	-
運 輸 ・ 通 信 業	28		6	-	2	15	5	-	-
サ ー ビ ス 業	104		8	1	6	60	26	3	-
電 気 ・ ガ ス	X		X	X	X	X	X	X	X

第25-4表 育児休業制度について -休業後の職場-

( )・<>内は%

項目 規模・産業別	復職者数		休業前と同じ 職場に復帰		休業前と異なる 職場に復帰		本人の希望による			会社都合による							
		( )	男性	女性	男性	女性		( )		男性	女性						
調 査 計	520	(100.0)	128	392	465	( 89.4)	55	( 10.6)	<100.0>	8	< 14.5>	-	8	47	< 85.5>	-	47
300人以上	323	(100.0)	90	233	278	( 86.1)	45	( 13.9)	<100.0>	5	< 11.1>	-	5	40	< 88.9>	-	40
～299人小計	197	(100.0)	38	159	187	( 94.9)	10	( 5.1)	<100.0>	3	< 30.0>	-	3	7	< 70.0>	-	7
100～299人	120	(100.0)	16	104	113	( 94.2)	7	( 5.8)	<100.0>	2	< 28.6>	-	2	5	< 71.4>	-	5
50～99人	39	(100.0)	10	29	38	( 97.4)	1	( 2.6)	<100.0>	-	< 0.0>	-	-	1	<100.0>	-	1
30～49人	16	(100.0)	7	9	16	(100.0)	-		<100.0>	-		-	-	-		-	-
～29人	22	(100.0)	5	17	20	( 90.9)	2	( 9.1)	<100.0>	1	< 50.0>	-	1	1	< 50.0>	-	1
建 設 業	14	(100.0)	7	7	14	(100.0)	-		<100.0>	-		-	-	-		-	-
製 造 業	311	(100.0)	85	226	288	( 92.6)	23	( 7.4)	<100.0>	8	< 34.8>	-	8	15	< 65.2>	-	15
食 料 品	21		3	18	20		1			-		-	-	1		-	1
織 維 工 業	22		3	19	20		2			2		-	2	-		-	-
木 材 ・ 木 製 品	7		2	5	7		-			-		-	-	-		-	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	15		2	13	14		1			-		-	-	1		-	1
出 版 ・ 印 刷	34		11	23	24		10			2		-	2	8		-	8
化 学 工 業	94		28	66	91		3			2		-	2	1		-	1
窯 業 ・ 土 石	4		-	4	4		-			-		-	-	-		-	-
鉄 鋼 業	4		-	4	4		-			-		-	-	-		-	-
非 鉄 金 属	14		4	10	12		2			2		-	2	-		-	-
金 属 製 品	40		18	22	38		2			-		-	-	2		-	2
機 械	42		12	30	40		2			-		-	-	2		-	2
そ の 他	14		2	12	14		-			-		-	-	-		-	-
卸 売 ・ 小 売 業	19		6	13	18	( 94.7)	1	( 5.3)	<100.0>	-		-	-	1	<100.0>	-	1
卸 売 業	15		4	11	14		1			-		-	-	1		-	1
小 売 業	4		2	2	4		-			-		-	-	-		-	-
金 融 保 険 業	34		10	24	34	(100.0)	-			-		-	-	-		-	-
運 輸 ・ 通 信 業	28		7	21	26	( 92.9)	2	( 7.1)	<100.0>	-		-	-	2	<100.0>	-	2
サ ー ビ ス 業	104		11	93	75	( 72.1)	29	( 27.9)	<100.0>	-		-	-	29	<100.0>	-	29
電 気 ・ ガ ス	X		X	X	X		X			X		X	X	X		X	X



第26-2表 育児のための勤務時間の短縮等措置について —短時間勤務制度の利用可能期間—

( ) 内は%

項目 規模・産業	事業所数	利用期間					
		法定どおり (3歳に達するまで)	3歳から小学校就学前	小学校就学の始期に 達するまで	小学校入学から 小学校3年生まで (又は9歳まで)	小学校4年生から 小学校卒業まで (又は12歳まで)	小学校卒業以降も 利用可能
調 査 計	440 (100.0)	288 ( 65.5)	13 ( 3.0)	74 ( 16.8)	37 ( 8.4)	12 ( 2.7)	16 ( 3.6)
300人以上	51 (100.0)	20 ( 39.2)	1 ( 2.0)	7 ( 13.7)	14 ( 27.5)	6 ( 11.8)	2 ( 3.9)
～299人小計	389 (100.0)	268 ( 68.9)	12 ( 3.1)	67 ( 17.2)	23 ( 5.9)	6 ( 1.5)	14 ( 3.6)
100～299人	90 (100.0)	54 ( 60.0)	2 ( 2.2)	17 ( 18.9)	11 ( 12.2)	3 ( 3.3)	2 ( 2.2)
50～99人	89 (100.0)	54 ( 60.7)	3 ( 3.4)	19 ( 21.3)	5 ( 5.6)	3 ( 3.4)	5 ( 5.6)
30～49人	63 (100.0)	48 ( 76.2)	1 ( 1.6)	12 ( 19.0)	2 ( 3.2)	-	1 ( 1.6)
～29人	147 (100.0)	112 ( 76.2)	6 ( 4.1)	19 ( 12.9)	5 ( 3.4)	-	6 ( 4.1)
建 設 業	62 (100.0)	35 ( 56.5)	3 ( 4.8)	14 ( 22.6)	5 ( 8.1)	-	3 ( 4.8)
製 造 業	230 (100.0)	154 ( 67.0)	7 ( 3.0)	31 ( 13.5)	24 ( 10.4)	7 ( 3.0)	8 ( 3.5)
食 料 品	23	19	-	1	2	-	1
織 維 工 業	24	18	1	2	3	-	-
木 材 ・ 木 製 品	11	8	-	4	-	-	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	14	8	1	3	1	-	2
出 版 ・ 印 刷	11	7	-	1	2	-	-
化 学 工 業	25	9	-	3	8	3	2
窯 業 ・ 土 石	14	12	1	-	1	-	-
鉄 鋼 業	8	5	1	2	-	-	-
非 鉄 金 属	10	7	1	-	1	1	-
金 属 製 品	34	26	-	3	4	1	1
機 械	34	21	1	8	1	2	1
そ の 他	22	14	1	4	1	-	1
卸 売 ・ 小 売 業	41 (100.0)	30 ( 73.2)	1 ( 2.4)	7 ( 17.1)	1 ( 2.4)	1 ( 2.4)	1 ( 2.4)
卸 売 業	29	23	-	4	-	1	1
小 売 業	12	7	1	3	1	-	-
金 融 ・ 保 険 業	X	X	X	X	X	X	X
運 輸 ・ 通 信 業	21 (100.0)	15 ( 71.4)	-	6 ( 28.6)	-	-	-
サ ー ビ ス 業	68 (100.0)	47 ( 69.1)	2 ( 2.9)	10 ( 14.7)	4 ( 5.9)	2 ( 2.9)	4 ( 5.9)
電 気 ・ ガ ス	X	X	X	X	X	X	X

第26-3表 育児のための勤務時間の短縮等措置について ー所定外労働の免除の利用可能期間ー

( ) 内は%

項目 規模・産業	事業所数	利用期間					
		法定どおり (3歳に達するまで)	3歳から小学校就学前	小学校就学の始期に 達するまで	小学校入学から 小学校3年生まで (又は9歳まで)	小学校4年生から 小学校卒業まで (又は12歳まで)	小学校卒業以降も 利用可能
調 査 計	343 (100.0)	262 ( 76.4)	13 ( 3.8)	83 ( 24.2)	11 ( 3.2)	12 ( 3.5)	11 ( 3.2)
300人以上	44 (100.0)	24 ( 54.5)	-	13 ( 29.5)	4 ( 9.1)	6 ( 13.6)	1 ( 2.3)
～299人小計	299 (100.0)	238 ( 79.6)	13 ( 4.3)	70 ( 23.4)	7 ( 2.3)	6 ( 2.0)	10 ( 3.3)
100～299人	80 (100.0)	58 ( 72.5)	3 ( 3.8)	18 ( 22.5)	1 ( 1.3)	2 ( 2.5)	2 ( 2.5)
50～99人	68 (100.0)	53 ( 77.9)	1 ( 1.5)	17 ( 25.0)	3 ( 4.4)	3 ( 4.4)	2 ( 2.9)
30～49人	54 (100.0)	44 ( 81.5)	2 ( 3.7)	8 ( 14.8)	2 ( 3.7)	-	1 ( 1.9)
～29人	97 (100.0)	83 ( 85.6)	7 ( 7.2)	27 ( 27.8)	1 ( 1.0)	1 ( 1.0)	5 ( 5.2)
建 設 業	42 (100.0)	29 ( 69.0)	1 ( 2.4)	17 ( 40.5)	1 ( 2.4)	-	1 ( 2.4)
製 造 業	189 (100.0)	141 ( 74.6)	9 ( 4.8)	41 ( 21.7)	6 ( 3.2)	11 ( 5.8)	5 ( 2.6)
食 料 品	16	15	-	3	1	-	2
織 維 工 業	20	16	1	5	2	-	-
木 材 ・ 木 製 品	10	9	-	2	-	-	-
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	15	8	1	3	1	-	1
出 版 ・ 印 刷	11	9	-	2	-	-	-
化 学 工 業	21	11	-	5	2	3	1
窯 業 ・ 土 石	11	8	2	2	-	1	-
鉄 鋼 業	6	2	1	4	-	-	-
非 鉄 金 属	9	6	-	2	-	1	-
金 属 製 品	26	23	1	4	-	2	-
機 械	31	22	1	5	-	4	1
そ の 他	13	12	2	4	-	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	24 (100.0)	23 ( 95.8)	-	6 ( 25.0)	-	-	2 ( 8.3)
卸 売 業	15	16	-	2	-	-	2
小 売 業	9	7	-	4	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業	X	X	X	X	X	X	X
運 輸 ・ 通 信 業	15 (100.0)	16 (106.7)	-	3 ( 20.0)	-	-	-
サ ー ビ ス 業	59 (100.0)	45 ( 76.3)	1 ( 1.7)	13 ( 22.0)	2 ( 3.4)	1 ( 1.7)	3 ( 5.1)
電 気 ・ ガ ス	X	X	X	X	X	X	X













第30表 育児・介護休業取得者があった場合の代替要員について (複数回答)

( ) 内は%

項目 規模・産業別	事業所数	事業所内の他部門又は 他の事業所から人員を異動	派遣労働者やアルバイトなどを 代替要員として雇用	代替要員の補充を行わない
調 査 計	519 (100.0)	235 ( 45.3)	210 ( 40.5)	231 ( 44.5)
300人以上	53 (100.0)	29 ( 54.7)	31 ( 58.5)	24 ( 45.3)
～299人小計	466 (100.0)	206 ( 44.2)	179 ( 38.4)	207 ( 44.4)
100～299人	91 (100.0)	57 ( 62.6)	48 ( 52.7)	37 ( 40.7)
50～99人	94 (100.0)	45 ( 47.9)	33 ( 35.1)	45 ( 47.9)
30～49人	70 (100.0)	41 ( 58.6)	27 ( 38.6)	22 ( 31.4)
～29人	211 (100.0)	63 ( 29.9)	71 ( 33.6)	103 ( 48.8)
建 設 業	81 (100.0)	30 ( 37.0)	23 ( 28.4)	44 ( 54.3)
製 造 業	275 (100.0)	127 ( 46.2)	119 ( 43.3)	121 ( 44.0)
食 料 品	29	12	15	12
織 維 工 業	29	8	10	18
木 材 ・ 木 製 品	16	7	8	6
パルプ・紙・紙加工品	20	11	3	9
出 版 ・ 印 刷	14	9	8	4
化 学 工 業	28	9	15	11
窯 業 ・ 土 石	17	9	7	8
鉄 鋼 業	10	5	5	4
非 鉄 金 属	12	7	7	8
金 属 製 品	40	15	17	17
機 械	35	25	14	11
そ の 他	25	10	10	13
卸 売 ・ 小 売 業	49 (100.0)	19 ( 38.8)	29 ( 59.2)	15 ( 30.6)
卸 売 業	35	12	21	11
小 売 業	14	7	8	4
金 融 ・ 保 険 業	X	X	X	X
運 輸 ・ 通 信 業	25 (100.0)	11 ( 44.0)	5 ( 20.0)	15 ( 60.0)
サ ー ビ ス 業	71 (100.0)	36 ( 50.7)	30 ( 42.3)	29 ( 40.8)
電 気 ・ ガ ス	X	X	X	X